

北剣連第 199 号
令和 8 年 1 月 16 日

各剣道連盟会長 様
居合道部会長 様
杖道部会長 様

一般財団法人北海道剣道連盟
会長 武田 牧雄

称号審査の候補者推薦について

来る 5 月に行なわれる称号審査会にあたり、下記及び別紙要領により候補者推薦を受けます。
関係規則・要項を了知のうえ、手続き等に遺漏のないようお取計らい願います。

(封筒の封印等確認のうえ提出してください。)

特例錬士称号の推薦者に限り北海道剣道連盟までお知らせください。別途推薦書をお送りします。

記

1. 称号推薦 (教士・錬士)

候補者推薦書の提出期限 令和 8 年 3 月 4 日 (水) 必着

2. 推薦委員会の審議

候補者推薦書に基づき、推薦の可否を審議する。

3. 称号審査

一般財団法人全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び、一般財団法人北海道剣道連盟称号・段級審査規程による。

1. 推薦基準 (受審資格)

(1) 錬士称号推薦者

ア. 六段受有後 1 年を経過し、なお六段受有後 1 回以上全剣連または道剣連主催の指導者講習会を受講し審判能力を有する者。

イ. 五段受有者 (受有後 10 年以上経過した者) で全剣連審査規則第 10 条第 1 号の付与基準を満たし、五段受有後 1 回以上指導者講習会を受講し年齢 60 歳以上の者。(特例錬士)

(2) 教士称号推薦者

ア. 七段受有後 2 年を経過し、なお錬士七段受有後 2 回以上全剣連または道剣連主催の指導者講習会を受講し指導力を有する者。

②. 審査方法

(1) 錬士称号推薦者

小論文 課題 各要項参照
字数 400 字以上 800 字以内

- ア. 手書による自筆 (パソコン等不可)
- イ. 字数は可能な限り 800 字に近づける。
- ウ. 封筒 (長 3) の表に剣道錬士受審 (居合道・杖道) と書き、裏に登録都道府県名と氏名を表記し封印をする。
- エ. 道剣連審査用として小論文のコピーを同時に提出する。

(2) 教士称号推薦者

小論文 課題 各要項参照
字数 800 字以上 1,200 字以内

- ア. 手書きによる自筆 (パソコン等不可)
- イ. 字数は可能な限り 1,200 字に近づける。
- ウ. 封筒 (長 3) の表に剣道教士受審 (居合道・杖道) と書き、裏に登録都道府県名と氏名を表記し封印をする。
- エ. 道剣連審査用として小論文のコピーを同時に提出する。
- オ. 推薦書には顔写真を貼付する。

※ 提出書類は 2 枚 (様式は要項集に附されている申請書等様式集内にあり)

- ・北海道剣道連盟会長宛様式 1 枚
第 4 号様式 剣道・居合道・杖道 教士・錬士 候補者推薦書
- ・全日本剣道連盟宛様式 1 枚
全剣連称号・段位様式第 4 号 教士 受審申請書 (本人用)
" 第 5 号 錬士 受審申請書 (本人用)

を、それぞれ作成し審査料を添えて申請すること。

(特例錬士の様式は別様式になるので事前に連絡のこと)

※ また、申請書添付の修了証書の写しは、申請剣連事務局で確認し道剣連への写しの送付は不要とする。

4. 審査料

	審査料	申請剣連手数料	道剣連払込額
錬士	24,200 円	－ 1,500 円	= <u>22,700 円</u>
教士	36,300 円	－ 1,500 円	= <u>34,800 円</u>

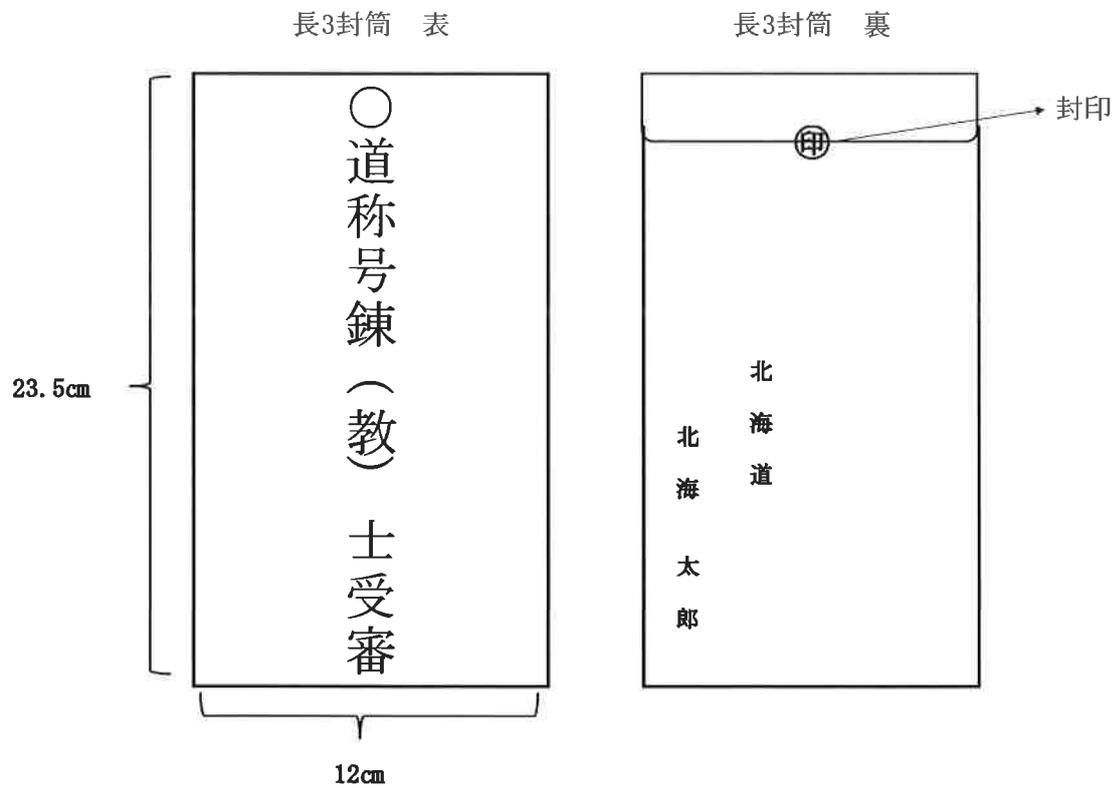
※ 全剣連より、小論文の誤字脱字が散見されるとのご指摘がありましたので、受審者の方にはその旨をお伝えください。

各剣道連盟事務局 様

称号錬士・教士論文提出の際、小論文の体裁、封筒の記載方法、印漏れ等の不備で再提出をされている方がおります。

称号錬士・教士推薦者には、要項を熟読していただき、封筒の記載には下図をご参照いただきますようお願いいたします。

お手数をお掛けいたしますがよろしくお願いたします



剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和7年5月31日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成28年5月31日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容	
① 課題	平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。 * 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
② 字数	400字以上800字以内。
③ 用紙	400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。 <u>必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。</u> 2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
④ 提出	封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年3月4日（水）

5. 申込先

一般財団法人 北海道剣道連盟

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 令和8年5月6日(水・休)

8. 審査料

※ 別紙のとおり

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年3月4日（水）

5. 申込先

一般財団法人 北海道剣道連盟

6. 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年5月6日（水・休）

8. 審査料

※ 別紙のとおり

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

